平成２４年（フ）第４８０号
愛知県常滑市保示町２丁目68番地
債務者　内田　史朗
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１号
兵庫県加古郡播磨町東野添２丁目２番３号、従前の住所兵庫県加古川市野口町坂井52番地の６
債務者　山下　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４３号
兵庫県加古川市尾上町安田684番地の１
債務者　田中　久子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９８号
兵庫県相生市双葉２丁目３番39号
債務者　尾下　　昭
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９９号
兵庫県相生市双葉２丁目３番39号
債務者　尾下あやの
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２０号
兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目12番10号　メビウス101号
債務者　池上　治雄
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４号
鳥取県倉吉市海田西町１丁目285番地　オリオンＢ館101号
債務者　米田　美咲
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第９号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津406番地２河本アパート11号
債務者　本郷　景三
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１０１号
福岡県大牟田市柿園町１丁目１番地３　柿園ハイツ6035号
債務者　木村　雅夫
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第９号
福岡県大牟田市明治町３丁目６番地16
債務者　中村　智博
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１３号
福岡県大牟田市左古町３番地４
債務者　成光　　進
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１４号
福岡県大牟田市大字手鎌1410番地11
債務者　松藤　陽介
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１７号
福岡県大牟田市大字岬1676番地　黒崎県営住宅19棟201号
債務者　谷崎　孝史
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第５５号
長崎県長崎市中新町２番13号
債務者　徳永　武文（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５６号
長崎県長崎市中新町２番13号
債務者　徳永　照世（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
長崎県長崎市江里町７番53号　プレザントヒルズ101、旧住所宮崎県延岡市伊形町5648番地１
債務者　廣瀬亜理沙
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７４号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1103番地
債務者　吉村　大祐
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係